

令和2年第10回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和2年10月26日							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 第1会議室							
開 会	令和2年10月26日 午後2時30分							
閉 会	令和2年10月26日 午後3時57分							
議 長	渡邊 清彦							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	金子 一男	出席		大塚 明夫	出席	荒川 功	出席
	2	渡邊 秋夫	出席		岩崎 新一	出席	栗原 弘喜	出席
	3	島田 眞佐雄	出席		長島 依子	出席	細野 清	出席
	4	中島 栄司	出席		中根 新一	出席	新井 浩一	出席
	5	藤井 廣一	出席		河野 勇	出席	大賀 文吉	出席
	6	武井 正光	出席		矢部 英利	出席	金子 俊昭	出席
	7	島田 豊	出席		加藤 勇	出席	飯野 義男	出席
	8	加藤 豊	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	酒卷 貞夫	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	渡邊 清彦	出席		卯月 良治	出席		
	11	小林 町子	欠席		金子 善行	出席		
	12	薊 勇	出席		新井 憲一	出席		
13	川邊 晃	出席	新井 清作	出席				
議事録署名人		島田 豊 ・ 加藤 豊						
議事参与		堀越 延年 ・ 野本 佳永						
書 記		榎 友美						

会議事件名

議案第36号 農地法第3条の規定に関する件

議案第37号 農地法第5条の規定による転用許可申請

顛末

開会 午後2時30分

【代理】 これより、令和2年第10回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、12名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 訂正が1か所あります。議案書1ページ「議案第36号 農地法第3条の規定に関する件」の番号29の備考欄、元荒川上流土地改良区とありますが、足立北部土地改良区の誤りですので訂正をお願いします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号7番 島田 豊 委員、番号8番 加藤 豊 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。
議案第36号 農地法第3条の規定に関する件について上程いたします。
事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議案について説明します。
議案第36号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 3件 32筆

番号29
受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人も含めた世帯員の農作業従事日数は200日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は488.94アールであり、管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約15メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】 事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説

	明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【渡邊秋夫 農業委員】	番号29について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っており、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【武井正夫 推進委員】	番号29について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号30について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号30 受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は330日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は61.21アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約1.5キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。 本申請は、農地中間管理機構の特例事業として、農地中間管理機構である公益社団法人埼玉県農林公社が離農農家や規模縮小農家から農地を買い入れ、規模拡大を図る農業者に対して農地の売渡しを行うという農業経営基盤強化促進法

	<p>第7条の規定に基づく事業です。県営ほ場整備事業である鴻巣・行田地区の土地改良事業の区域内の農地です。現在、受人を含めた各耕作者への農地集積を目的とする換地計画に基づく工事を実施中ですが、工事完了後は、換地後の農地において水稻を作付する計画となっています。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【川邊 晃 農業委員】	<p>番号30について調査してまいりました。受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【新井清作 推進委員】	<p>番号30について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号31について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号31 受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は500日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は834.58ア-</p>

	<p>ルであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約1.5キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【酒巻貞夫 農業委員】	<p>番号31について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【新井浩一 推進委員】	<p>番号31について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【薊 勇 農業委員】	<p>今は用排水路の藻刈りなどは地域の人達が協力して実施しているが、大規模農家が農地を取得したりすると、協力してもらえないのではないかと。</p>
【渡邊清彦 農業委員】 (議長)	<p>共和区域の新井地域では多面的機能支払交付金を利用している。また、大規模農家からは年間いくらかお金で負担をしてもらっている。</p>
【川邊 晃 農業委員】	<p>屈巢区域でも藻刈りは交付金を利用し、全農家世帯にお知らせをして6～7割程度の参加がある。大規模農家からは負担をもらっていない。</p>
【渡邊秋夫 農業委員】	<p>最近では藻刈りに参加しない農家も増えてきており、農村社会の維持が難しくなってきたり、何かしらの対策が必要である。</p>

【大塚明夫 推進委員】	市街化区域ではトラクター等から道に落ちる泥等により苦情が寄せられている。今は沿道の農家が後始末をしている状態なので同じく対策が必要である。									
【議長】	ありがとうございます。では、採決を行います。議案第36号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。									
【一同】	(全員挙手)									
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第36号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第37号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。									
【事務局】	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>議案第37号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <table border="0" data-bbox="320 965 852 1099"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>2件</td> <td>2筆</td> </tr> <tr> <td>賃借権の設定</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>2件</td> <td>33筆</td> </tr> </table> <p>番号48</p> <p>受人は、現在市外の借家に家族5人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>	所有権の移転	2件	2筆	賃借権の設定	1件	1筆	使用貸借権の設定	2件	33筆
所有権の移転	2件	2筆								
賃借権の設定	1件	1筆								
使用貸借権の設定	2件	33筆								
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。									
【加藤 豊 農業委員】	番号48について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。									
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたしま									

	す。
【塚越秀夫 推進委員】	番号48について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接との境界にはブロック及び素掘りを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については一般下水道に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻貞夫 農業委員】	事務局は、農地転用許可後に申請人が申請地に家を建てた後、実際に住んでいるのか確認をしていますか。
【事務局】	農地転用の許可基準には事業実施の確実性という項目があり、その裏付け資料として土地改良区意見書や融資証明等が添付されています。また、事業実施後には事業完了報告書の提出を求めています。
【議長】	ありがとうございます。次に番号49について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号49 受人は、現在市内の住宅に家族3人で暮らしております。国土交通省が施行する一般国道17号（上尾道路Ⅱ期）改築工事に伴い、現在の住宅敷地が収用されることになり、代替地として移転先を探していたところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【島田 豊 農業委員】	番号49について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当する

	ことから、例外的に許可することができると判断します。自己用住宅を建築するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【金子善行 推進委員】	番号49について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するというのですが、隣接との境界にはブロック、素掘り及び生垣を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号50について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号50 受人は、CO ₂ 削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として、今回、太陽光発電設備の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネルを187枚設置し、発電の規模は69.1kWの設備を計画しております。なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【薊 勇 農業委員】	番号50について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分

	<p>は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【中根新一 推進委員】	<p>番号50について調査してまいりました。申請地には太陽光発電を設置することですが、隣接農地との境界には溝及びフェンスを設置します。また、申請地は定期的に除草作業を行います。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号51について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号51 受人は、水路改修工事の施工にあたり、本申請地を工事用地として借り受け、一時転用として申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【薊 勇 農業委員】	<p>番号51について調査してまいりました。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は農用地区域内農地に該当すると判断します。しかし、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。工事期間は3ヵ月間とのことですので周辺に与える影響</p>

	もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【岩崎新一 推進委員】	番号51について調査してまいりました。申請地は、工事用地として一時転用を行うということですが、シート及び鉄板を敷いて資材等の搬出入や水路改修工事を行います。このため、一時転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻貞夫 農業委員】	交付金を利用するとのことだが、どのような団体か。また、使用貸借権が設定できる根拠は。
【事務局】	多面的機能支払交付金実施要領に基づき組織された団体で市長が認定しております。
【薊 勇 農業委員】	地元から役員がでており、地域資源の保全管理と環境保全を図ることを目的とする協定書が締結されています。
【渡邊秋夫 農業委員】	道路が狭いのであれば、一時転用ではなく市で買収して道路自体を広げた方が農業環境の改善に繋がるのではないかと。
【薊 勇 農業委員】	事務局からも団体の代表に助言してもえないかと。
【事務局】	事務局から団体の代表に話しておきます。
【議長】	ありがとうございます。次に番号52について内容説明を事務局にお願いいたします。

<p>【事務局】</p>	<p>番号52 本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月となっております。また、農地改良にともない「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【金子一男 農業委員】</p>	<p>番号52について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は農用地区域及び第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は9ヵ月間とのことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【栗原弘喜 推進委員】</p>	<p>番号52について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、農地所有者宅で耕作する2筆を除いて、農地所有適格法人が農地を借り受け、野菜及び麦を作付けする計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>

【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第37号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。																
【一同】	(全員挙手)																
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。議案第37号については原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。</p> <p>続いて、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。 令和2年9月11日～令和2年10月12日受付分 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出</p> <table data-bbox="336 869 1276 907"> <tr> <td></td> <td>2件</td> <td>2筆</td> <td>476㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出</p> <table data-bbox="336 969 1276 1108"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>16件</td> <td>27筆</td> <td>6,679.69㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>3件</td> <td>4筆</td> <td>1,026㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>21件</td> <td>33筆</td> <td>8,181.69㎡</td> </tr> </table>		2件	2筆	476㎡	所有権の移転	16件	27筆	6,679.69㎡	使用貸借権の設定	3件	4筆	1,026㎡	合計届出件数	21件	33筆	8,181.69㎡
	2件	2筆	476㎡														
所有権の移転	16件	27筆	6,679.69㎡														
使用貸借権の設定	3件	4筆	1,026㎡														
合計届出件数	21件	33筆	8,181.69㎡														
	<p>続いて、その他の件について、農業委員又は事務局よりご報告をお願いいたします。</p> <p>まず、農業委員の方から何かありますか。</p>																
【一同】	(特になし)																
【議長】	次に、推進委員の方から何かありますか。																
【一同】	(特になし)																
【議長】	最後に事務局から何かありますか。																
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録の公開について（定例会冒頭に説明） ・「農業経営及び農地利用状況調査票」の配布・回収について ・農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者の募集について ・農地パトロールの実施に係るお礼 																

- ・遊休農地に係る各委員活動記録簿の作成と提出のお願い（11/25 提出）
- ・「遊休農地解消リスト」の作成と解消のお願い
- ・農地利用最適化活動活性化研修会受講アンケートのお願い
- ・収入保険の説明について

【代理】

これをもちまして、令和2年第11回定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例会は令和2年11月25日（水）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催予定です。

閉会 午後3時57分